

給与計算システム



機能アップガイド

Ver.4.21



● 令和7年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

給与計算システム



機能アップガイド

Ver.4.20



《改正情報》	
基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	9
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	10
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	12
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	12

«改正情報»

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円

○給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げされました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%+8万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**についても改正されます。当製品では、令和8年1月以後の給与（賞与）処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参考

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年の年末調整の際に、改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

« 関連メニュー »

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[年末調整処理] メニュー

[年末調整処理] メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面が開きます（[合計所得] ボタンをクリックしても [年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面が開きます）。

初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に

「1：対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

参考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得] 画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理] メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考	
【特定親族特別控除情報】					
扶養親族 1～10					
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加	
特定親族合計所得	YISR002	9	数字		
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字		
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字		
【家族情報】					
扶養親族 1～10					
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)	
【所得税情報】					
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加	
【計算結果情報】					
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加	

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10－特定親族合計所得」が集計できます。

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

【源泉徴収票】メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

- ①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

卷一

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参 考

令和8年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得**を押して [源泉徴収票 - 特定親族所得見積額] 画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
 - ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
 - ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX」と印字されます。

参 考

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

【社員情報登録】メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの【家族・所得税】ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	【社員情報登録】メニューの【家族・所得税】ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基本		家族・所得税	中途・市町村				
【家族情報】		【本人区分情報】					
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	配偶者あり	配偶者なし
記録番号	姓氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	対象外	対象者
1	三久 洋子	1 妻	1 同居	1 源泉控除配偶者	0 居住者	0 対象外	0 対象者
2	ヒロ井 洋朗	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	0 対象外	0 対象者
3	久野 伸介	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	0 対象外	0 対象者
4	村井タツキ 大原とし	0 男性 母	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	0 対象外	0 対象者
5	0 男性	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	0 対象外	0 対象者	0 対象者
6	0 男性	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	0 対象外	0 対象者	0 対象者
7	0 男性	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	0 対象外	0 対象者	0 対象者
【扶養人数情報】		【扶養親族】					
配偶者区分	1 源泉控除配偶者	一般扶養親族	1名 一般障害者 0名				
		特定扶養親族	0名 特別障害者 0名				
		老人扶養親族	0名 同居特別障害者 0名				
		同居老親等	1名 非居住者親族 0名				
		特定親族	1名 扶養等の数 4名				
年少扶養親族	0名	扶養等の数	4名				

注意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

« 関連メニュー »

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

注意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

« 関連メニュー »

- [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和 6 年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参考

特例対象個人とは、令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

- 夫婦のいずれかが 40 歳未満
- 19 歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和 6 年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合 : 5,000 万円 上記以外の場合 : 4,500 万円
ZEH 水準省エネ住宅	特例対象個人の場合 : 4,500 万円 上記以外の場合 : 3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合 : 4,000 万円 上記以外の場合 : 3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円 (建築確認を受けたものとします)
震災特例の場合	特例対象個人の場合 : 5,000 万円 上記以外の場合 : 4,500 万円

当製品では、[年末調整処理] メニューの [税額控除] ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定とともに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00 : 非該当	00 : 非該当
01 : 中古住宅	01 : 中古住宅
02 : 特例居住用家屋	02 : 特例居住用家屋
03 : 認定住宅・新築	03 : 認定住宅・新築
04 : 認定住宅・買取再販	04 : 認定住宅・買取再販
05 : 認定住宅・新築・特例認定住宅等	05 : 認定住宅・新築・特例認定住宅等
06 : ZEH水準省エネ住宅・新築	06 : ZEH水準省エネ住宅・新築
07 : ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07 : ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08 : ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等	08 : ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
09 : 省エネ基準適合住宅・新築	09 : 省エネ基準適合住宅・新築
10 : 省エネ基準適合住宅・買取再販	10 : 省エネ基準適合住宅・買取再販
11 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	11 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
	12 : 特例対象個人
	13 : 特例認定住宅等・特例対象個人
	14 : 認定住宅・新築・特例対象個人
	15 : 認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16 : 認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17 : ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18 : ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19 : ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	20 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21 : 省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目－住宅の区分等に、選択肢（「12 : 特例対象個人」～「22 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目－住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00 : 非該当 01 : 中古住宅 02 : 特例居住用家屋 03 : 認定住宅・新築 04 : 認定住宅・買取再販 05 : 認定住宅・新築・特例認定住宅等 06 : ZEH水準省エネ住宅・新築 07 : ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08 : ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09 : 省エネ基準適合住宅・新築 10 : 省エネ基準適合住宅・買取再販 11 : 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12 : 特例対象個人

			13 : 特例認定住宅 等・特例対象個人 14 : 認定住宅・新 築・特例対象個人 15 : 認定住宅・買取 再販・特例対象個人 16 : 認定住宅・新 築・特例認定住宅 等・特例対象個人 17 : ZEH水準省エネ住 宅・新築・特例対象 個人 18 : ZEH水準省エネ住 宅・買取再販・特例 対象個人 19 : ZEH水準省エネ住 宅・新築・特例認定 住宅等・特例対象個 人 20 : 省エネ基準適合 住宅・新築・特例対 象個人 21 : 省エネ基準適合 住宅・買取再販・特 例対象個人 22 : 省エネ基準適合 住宅・新築・特例認 定住宅等・特例対象 個人
--	--	--	---

« 関連メニュー »

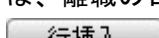
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

« 機能追加 » -----

● 雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

今まででは、無断欠勤や自己都合の休職などで給与の支払いがない月について雇用保険離職証明書に記載したい場合は、離職の日以前の賃金支払状況等の行をずらして手入力する必要がありました。今回から、（[F6] キー）を押して離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入できるようになりました。0円の行を追加したい場合に入力の手間を省くことができます。また、0円の場合は空白ではなく0円として電子申請されるようになりました。

« 関連メニュー »

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー



機能アップガイド

Ver.4.19



- Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

« 関連メニュー »

- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
(『奉行Edge 紿与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合)
- ・ [管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー



機能アップガイド

Ver.4.18



目次

◀◀改正情報▶▶	
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応 〈『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合〉	2
電子申請の納付方法で「電子申請以外」の選択に対応 〈『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合〉	2
健康保険組合の提出先マスタ更新に伴う対応	2
◀◀機能追加▶▶	
受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能	2
受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上	2

«改正情報»-----

- 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応
〈「Sシステム」または「Type NS」をお使いの場合〉

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

« 関連メニュー »

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニュー

- 電子申請の納税方法で「電子納付以外」の選択に対応
〈「Sシステム」または「Type NS」をお使いの場合〉

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニューの[労働保険年度更新 - 事業情報]画面に納付方法が追加されました。
「電子納付」または「電子納付以外」を選択して、電子申請します。

« 関連メニュー »

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニュー

- 健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

«機能追加»-----

- 受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能

[導入処理] - [市町村登録]メニューの「指定番号」が空欄の場合は、[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れた特別徴収義務者用の特別徴収税額通知データの「指定番号」が登録されるようになりました。

« 関連メニュー »

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニュー

- 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。

- ・今まででは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。
今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

< 関連メニュー >

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー



機能アップガイド

Ver.4.17



目次

健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応	2
社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3

● 健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応

マイナ保険証の利用により、令和6年12月2日以降、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出しても、健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を持っていない人のために「資格確認書」を発行できるように、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の様式が変更されました。

【資格取得届】メニューに「資格確認書発行要否」の項目を追加

（『Bシステム』対象外）

【社会保険】-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニューの「資格取得届」画面に、「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。

「資格確認書」の発行が必要な社員がいる場合は、「発行が必要」にチェックを付けて届出書を作成します。

【社員情報登録】メニューの項目名を変更

【社員情報登録】メニューの【社会保険】ページの「健保証番号」と「厚年整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前

変更後

【資格喪失届】メニューの項目名を変更

（『Bシステム』対象外）

資格喪失届の「保険証回収」の項目名が、「資格確認書等回収」に変更されました。

これに伴い、【社会保険】-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニューの【資格喪失届】画面の項目名も「資格確認書等回収」に変更されました。

汎用データの変更

社員情報の項目名が変更されることに伴い、以下の汎用データの項目名が変更されます。

【社員情報データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
厚生年金保険				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

【月額変更データ】【育児休業等終了時月額変更データ（『Bシステム』対象外）】【算定基礎データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基本項目】				
健康保険－被保険者整理番号	—	—	—	受入不可
厚生年金－被保険者整理番号	—	—	—	項目名の変更

« 関連メニュー »

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]メニューの各メニュー

● 社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応

社会保険関係手続について電子申請様式が変更されるため、対応しました。

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・[賞与支払届]メニュー
- ・[月額変更（一括）処理]メニュー
- ・[算定基礎（一括）処理]メニュー
- ・[資格取得届]メニュー（『Bシステム』対象外）
- ・[資格喪失届]メニュー（『Bシステム』対象外）

これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。

[4160]単票被保険者賞与支払届 [4139]単票被保険者賞与支払届

[4060]被保険者賞与支払届 [4039]被保険者賞与支払届

[4207]単票被保険者月額変更届 [4007]被保険者月額変更届

[4208]単票被保険者算定基礎届 [4008]被保険者算定基礎届



機能アップガイド

Ver.4.16



目次

《改正情報》	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	6
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	7
Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》-----

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理] メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者なりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※【社員情報登録】メニューの【家族・所得税】ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明
区分	全額	税額
給料・手当等	5,655,838	36,560
賞与等	2,032,000	18,493
中途調整収入	0	0
計	7,687,838	56,053
<給与所得控除後>	5,819,054	
所得金額調整控除額	0	
<調整控除後>	5,819,054	
社会保険 給与控除分	1,187,458	
陳列等 申告控除分	0	
控除額 小規模共済基金	0	
生命保険料控除額	120,000	
地震保険料控除額	50,000	
配偶者（特別）控除額	380,000	
扶養障害者等控除額	1,340,000	年額減税額内訳
基礎控除額	480,000	本人 30,000
<所得控除合計額>	3,557,458	配偶者 0
<課税給与所得>	2,261,000	扶養 90,000
<算出所得税額>	128,600	
住宅借入金等控除額	0	
<年額所得税額>	128,600	
年額減税額	120,000	
<年額減税額控除後の年額所得税額>	8,600	
控除外額	0	
<年額年税額>	8,700	
<差引過不足額>	-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額> × 102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の【集計項目】ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCR1018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	—	—	
控除外額	YCR1020	—	—	
年調減税額内訳一本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳一配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳一扶養	—	—	—	

《関連メニュー》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随时処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随时処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー/[賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月（12月の給与処理や賞与処理）の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

【源泉徴収票】メニュー

摘要欄に以下の項目がOutputされます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額
	○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額
控除外額	○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
非控除対象配偶者減税有	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。

参考

上記項目を「年末調整」-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の「集計項目」ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」がOutputされます。

○[社員情報登録]メニューの「給与・単価」ページの課税区分「0: 計算不要」

○[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの外国人区分「1: 外国人」

○[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの居住者区分「0: 居住者」

参考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様にOutputされます。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

- 年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・<年調減税額控除後の年調所得税額>・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。
 - 印刷した際は、以下のように印字されます。
 - ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169] 単票源泉徴収簿（横型）」「[5167] 単票源泉徴収簿（横型）」「[5162] 単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
 - ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
 - ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
 - ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼貢金台帳]メニュー

[年末調整通知書] メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「②-2 年調減税額」 「②-3 年調減税額控除後の年調所得税額」 「②-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書		
会社名	○ B C 商事株式会社	
所属名	301 営業部 東日本営業課	
氏名	100000 山田 一朗	
年		
末		
調		
整		
区	分	全 額
給料・手当等	○	3,643,465
賞与等	○	2,692,000
中途調整収入		
計	○	7,375,465
給与・賞与等の控除	○	58,383
年間金利減額控除額	○	3,807,918
年間金利減額控除額	○	3,807,918
給与等からの控除分	○	1,117,052
年間金利減額控除額	○	3,807,918
生命保険料の控除額	○	120,000
地図保険料の控除額	○	50,000
配偶者(特別)の控除額	○	380,000
扶養控除額	○	1,340,000
基礎控除額	○	480,000
各種控除額	○	3,487,052
年間控除額	○	13,487,052
住宅借入金等特別控除額	○	3,220,000
(特定期改築等)住宅借入金等特別控除額	○	134,500
年間所得控除額(○ - ○)マイナスの場合は0)	○	134,500
年間税額(「(○ - ○) × 102 + 1 %」)	○	14,890
差引税額又は不足額(○ - ○)	○	13,583
年間控除額	○	13,583
超過額	○	7,890
差引還付する金額(○ - ○ - ○)	○	25,693
の精算		
同上の 本年中に還付する金額	○	35,693
うち 翌年において還付する金額	○	
不足額		
本年最後の給与から還収する金額	○	
の精算		
翌年に残り過して還収する金額	○	
○-13,583 125,000 ○-13,583×102+1% 14,890 ○-7,890 13,583		年間税額

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所
【税額控除情報】			
住宅借入金の種類	2以上(2)...		
居住開始年月日			
取得対象の額			
家屋土地等の総面積	m ²		
居住用部分の面積	m ²		
居住用割合	%		
控除額適用区分			
特定取扱区分			
住宅の区分等			
借入金等年末残高			
特定増改築借入残高			
住宅借入金等控除額			

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、【2以上...】ボタンをクリックして表示される【2以上の住宅借入金等特別控除】画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0 : 新築又は購入 1 : 増改築等 2 : 新築又は購入と増改築等 3 : その他 (2 以上)
2 以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可 (削除)

«機能追加»-----

- 雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能
<『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

今まででは、離職者と連絡が取れない等の理由で、疎明署を添付して雇用保険離職証明書を電子申請する場合に、離職者の署名は省略できませんでした。

今回から、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの[離職理由]ページに、「退職者による離職証明書記載内容の確認」の項目が追加されました。

「2 : 退職後ため未確認」を選択すると、離職者の署名を省略して電子申請できます。

« 関連メニュー »

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応

e-Govアカウントログイン画面で、「Googleでログイン」の選択肢が追加されました。

上記に伴い、当製品でe-Govへ電子申請する際も、Googleアカウントを利用して電子申請できるようになりました。

« 関連メニュー »

- [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー (『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー (『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー (『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー (『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)
- [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー (『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合)

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点



機能アップガイド

Ver.4.15



目次

《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応	2
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	4
《機能追加》	
特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能	4
『給与明細電子化クラウド』で納税義務者用の特別徴収税額通知書のWeb照会・配信に対応 <『奉行Edge 納税電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合>	5
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応

2024年6月から、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

【住民税】

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヵ月で均して徴収する。

所得税の定額減税（月次減税事務）に伴う当製品の変更箇所

○ 定額減税区分が追加

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

○ 定額減税額の計算

[社員情報登録]メニューの設定が以下の場合に、定額減税額が計算されます。

【本人】

入社年月日が令和6年6月1日以前（[基本]ページ）

退職年月日が入力されている場合は令和6年6月1日以降（[基本]ページ）

居住者区分が「0：居住者」（[家族・所得税]ページ）

【配偶者（[家族・所得税]ページ）】

定額減税区分が「1：対象」

【控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族（[家族・所得税]ページ）】

扶養区分が「0：控除対象外」以外

居住者区分が「0：居住者」

○ 給与処理

支給日が6月1日以後の場合は、定額減税額が控除された所得税が自動的に表示されます。

支給明細書の欄外に、「定額減税額（所得税）」「定額減税未済額」「月次減税額」を出力できます。

月次減税額のうち、実際に控除した金額が「定額減税額（所得税）」として、必ず出力されます。

※[給与（賞与）明細書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページで、欄外印字項目や健康保険内訳印字項目の設定に応じて、「定額減税未済額」「月次減税額」が出力されない場合があります。

※明細書の用紙種類が「連続用紙」の場合は、「定額減税額（所得税）」は「定額減税額（所）」と印字されます。

※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合も、定額減税に関する項目は出力されます。

○勤怠支給控除一覧表／区分別一覧表

条件設定画面の【集計項目設定】ページに「定額減税項目も集計する」設定が追加されました。

チェックを付けると、以下の並び順で定額減税に関する項目が確認できます。

①月次減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数×30,000円
②減税前定額減税未済額	前回までに控除しきれなかった金額
③減税前所得税	定額減税を控除する前の所得税の金額
④定額減税額（所得税）	今回控除する金額
⑤所得税	定額減税を控除した後の今回の所得税の金額
⑥定額減税未済額	控除しきれない金額 「減税前定額減税未済額」 - 「定額減税額（所得税）」

※項目の並び順を変更することはできません。

※国税庁のホームページに掲載されている「各人別控除事績簿」に相当する内容を確認できます。

○汎用データ

社員情報データ・給与データ・賞与データに以下の項目が追加されました。

【社員情報データ】処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
定額減税区分	EFMM021	1	数字	0：対象外 1：対象

【給与データ】給与処理月が「令和6年（2024年）5月」～「令和6年（2024年）12月」の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細付加情報】				
月次減税額	STRM001	9	数字	
減税前定額減税未済額	STRM002	9	数字	
減税前所得税	STRM003	9	数字	
定額減税額（所得税）	STRM004	9	数字	
定額減税未済額	STRM005	9	数字	

【賞与データ】処理年が「令和6年（2024年）」の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細付加情報】				
月次減税額	BTRM001	9	数字	
減税前定額減税未済額	BTRM002	9	数字	
減税前所得税	BTRM003	9	数字	
定額減税額（所得税）	BTRM004	9	数字	
定額減税未済額	BTRM005	9	数字	

住民税の定額減税に伴う当製品の変更箇所

○以下のメニューで、住民税の年税額を入力する（または受け入れる）と、初回6月分が0円、7月以降に「定額減税後の税額」を11カ月で均した金額が表示されます。

- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
- ・[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページ

参考

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューで予約登録している場合や、給与処理月が「5月」で[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで特別徴収税額通知データを受け入れている場合は、給与処理月を6月に進める際に[社員情報更新]画面が表示されます。年税額や各月の住民税を確認できます。

注意

前年の合計所得金額が1,805万円を超える社員は、定額減税の対象になりません。

ただし、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューと[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページで年税額を入力すると、住民税情報の6月分は0円、7月分～5月分は11カ月で均した金額が表示されます。したがって、6月分～5月分に正しい住民税の金額を登録してください。

○[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付リスト]メニューの「住民税納付リスト」のレイアウトが変更され（用紙の向きが「縦」から「横」）、各月の金額が確認できるようになりました。

また、条件設定画面の[基本設定]ページの「住民税額がない社員を含めて入力する」設定は、「年税額がない社員を含めて入力する」設定に変更されました。

● 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。

これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

《関連メニュー》

[年末調整]-[労働保険年度更新]メニュー

《機能追加》

● 特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能

今まで、給与処理月が1月～5月の場合は、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューの処理方法で「予約登録」するか「即時登録」するかを選択していました。

今回から、特別徴収税額通知データの変更月と現在給与処理月をもとに、予約登録するか即時登録するかが自動的に判定されるようになりました。

▼例

現在の給与処理月が「5月」で、変更月が「6月」の特別徴収税額通知データを受け入れた場合は、予約登録されます。予約登録された場合は、給与処理月を6月に進める際に、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの住民税の金額が更新されます。

また、今まで、受け入れる特別徴収税額通知データの受給者番号と、当製品の社員の受給者番号が一致しない場合は、未受入データになっていました。

今回から、受給者番号と氏名（カナ）が一致しない社員がいる場合は、社員情報と関連付けられる画面が表示されます。結婚して氏名が変わった社員がいる場合など、該当する社員を検索して関連付けることで、特別徴収税額通知データを受け入れることができます。

● 『給与明細電子化クラウド』で納税義務者用の特別徴収税額通知書のWeb照会・配信に対応
<『奉行Edge 納税義務者用の特別徴収税額通知書のWeb照会・配信』を用いた場合>

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで、eLTAXからダウンロードした納税義務者用の特別徴収税額通知データを受け入れられるようになりました。

受け入れた納税義務者用の特別徴収税額通知書をWeb照会・メール配信することができます。Web照会・メール配信する場合は、[社員情報登録]メニューの[明細書]ページで設定します。

納税義務者用の特別徴収税額通知データを受け入れる場合は、[特別徴収税額通知データ受入 - 受入条件設定]画面の[基本設定]ページで「特別徴収税額通知書(納税義務者用)を受け入れる」にチェックを付け、受入元フォルダを指定して受け入れます。

特別徴収税額通知データを受け入れる前に、あらかじめ[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[特別徴収税額通知書照会設定]メニューで公開日時を設定しておくと、特別徴収税額通知データを受け入れたタイミングで公開が予約された状態になります。

参考

特別徴収税額通知書は、eLTAXから「暗号化されたZipファイル」で提供されます。Web照会の場合は、上記のZipファイルを解凍した特別徴収税額通知書PDFを参照できます。メール配信の場合は、ZipファイルとそのZipファイルを解凍するためのパスワードが記載されたPDFを、社員のメールアドレスに配信することができます。したがって、メール配信の場合は、社員自身でZipファイルを解凍する必要があります（解凍するためには解凍ツールが必要になる場合があります）。

上記に伴い、汎用データの社員情報データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細書情報】				
特別徴収税額通知書 - Web照会	ESLD015	1	数字	0: しない 1: する
特別徴収税額通知書 - メール配信	ESLD016	1	数字	0: しない 1: する

« 関連メニュー »

- ・[導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[特別徴収税額通知書照会設定]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点



機能アップガイド

Ver.4.14



目次

«改正情報»	
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	2
「e-Gov外部連携API」での電子申請の廃止に対応	3
«機能追加»	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》-----

● 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

雇用保険の電子申請様式改正に伴い、在留資格に以下が追加されました。
[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、該当する在留資格を選択することができます。

66	特定技能 1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
67	特定技能 2号（ビルクリーニング）
68	特定技能 2号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
69	特定技能 2号（自動車整備）
70	特定技能 2号（航空）
71	特定技能 2号（宿泊）
72	特定技能 2号（農業）
73	特定技能 2号（漁業）
74	特定技能 2号（飲食料品製造業）
75	特定技能 2号（外食業）
76	被監理者
77	仮滞在許可者
78	【※指示がある場合のみ使用 1】
79	【※指示がある場合のみ使用 2】
80	【※指示がある場合のみ使用 3】
81	【※指示がある場合のみ使用 4】
82	【※指示がある場合のみ使用 5】
83	【※指示がある場合のみ使用 6】
84	【※指示がある場合のみ使用 7】
85	【※指示がある場合のみ使用 8】

《 関連メニュー 》

- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

● 「e-Gov外部連携API」での電子申請の廃止に対応

2024年1月31日に、デジタル庁が提供する「e-Gov外部連携API」のサポートが終了しました。

「e-Gov外部連携API」では電子申請できません。「e-Gov電子申請API」をご利用ください。

上記に伴い、「e-Gov外部連携API」で電子申請する場合に利用する設定やメニューが削除されました。

○各メニューの条件設定画面の「旧API（e-Gov外部連携API）で申請する」は表示されません。

○[利用者ID登録]メニューと[電子証明書変更]メニューは削除されました。

« 関連メニュー »

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

«機能追加»

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年1月9日時点
市町村辞書	2024年1月4日時点



機能アップガイド

Ver.4.12



目次

《改正情報》	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	3
令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応	4
《機能追加》	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	6
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>	7
住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 <『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合>	7
退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能	7
電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を保存可能	7
退職以外で雇用保険の資格を喪失した場合でも電子申請可能 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	7
[明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>	8
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》-----

● 国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。
30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。
これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）

※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「○」が出力されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、令和5年以降の扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下のように変更されます。

【令和4年以前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【令和5年以降】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0 : 居住者 1 : 非居住者 (30歳未満又は70歳以上) 2 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、留学) 3 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、障害者) 4 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、38万円以上の支払) 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随时処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随时処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。

[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに[住民税に関する事項…]ボタンが表示されます。クリックすると[年末調整処理 - 住民税に関する事項]画面が開き、所得の見積額を入力できます。

※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。



なお、令和5年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が表示されます。

○摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「(退) 氏名」と所得の見積額等の情報

○5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「(退) 個人番号」

※5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和4年度税制改正により、令和4年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下のようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅	令和4年	5,000万円	0.7%	13年間
	認定低炭素住宅		4,500万円		
	ZEH水準省エネ住宅		4,000万円		
	省エネ基準適合住宅		3,000万円		
既存住宅	上記以外（一般住宅）	令和4年	3,000万円	0.7%	10年間
	認定長期優良住宅		2,000万円		
	認定低炭素住宅				
	ZEH水準省エネ住宅				
既存住宅	省エネ基準適合住宅				
	上記以外（一般住宅）				

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。

住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。



変更前	変更後（居住開始年月日が令和4年以降）
控除額適用区分	控除額適用区分
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
—	住宅の区分等
—	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目についても変更・追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
控除額適用区分	YITS007	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
住宅の区分等	YITS016	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
2回目-控除額適用区分	YITS011	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
2回目-住宅の区分等	YITS017	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

«機能追加»

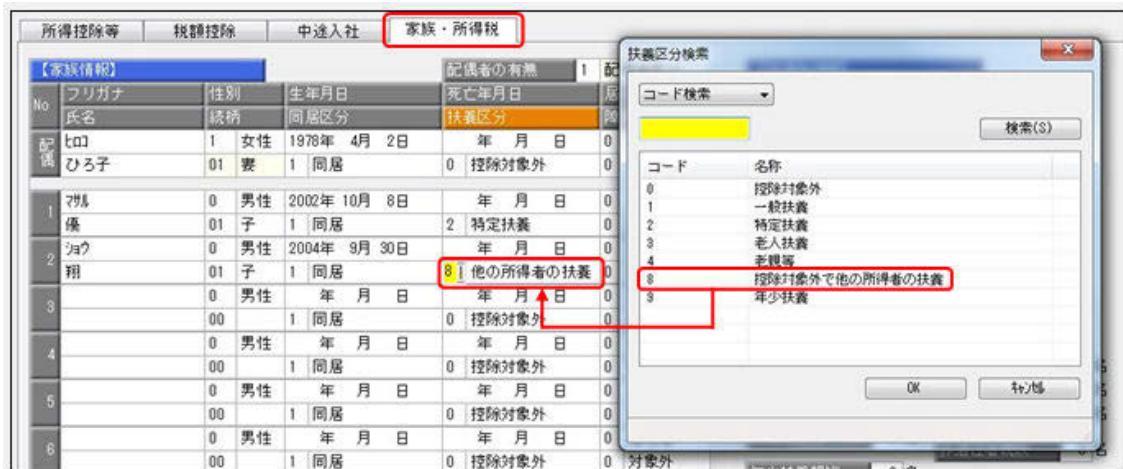
● 所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に1人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることになります。

今まででは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。

しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が扶養を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別がつきませんでした。

したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。



所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

上記に伴い、汎用データの年末調整データの項目に選択肢が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 （「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を追加） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● **前職の源泉徴収票データをダウンロード可能**

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

● **住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能**

＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』に『人事奉行』の連絡先を連携できるようになりました。

[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで「『人事奉行』の連絡先を優先して連携する」にチェックを付け、連絡先種別に「5：住民票住所」を選択することで、連携できます。住民票住所が登録されていない社員の場合は、現住所が連携されます。連携した社員が『年末調整申告書クラウド』で住所又は居所を変更して提出した場合は、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューでダウンロードすると現住所が更新されます。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● **退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能**

給与支払者が収集した個人番号は、扶養控除等（異動）申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。なお、保存期限が経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

今回から、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括削除]メニューの条件設定画面で「退職社員」にチェックを付けると、退職して7年経過した社員とその家族の個人番号も削除できるようになりました。また、個人番号を削除する社員の範囲を指定することもできます。

● **電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を保存可能**

e-Govに電子申請した際に提出先から届く「お知らせ」を、保存することができるようになりました。

「お知らせ」を保存する場合は、[電子申請一覧照会]メニューの[お知らせ一覧]画面で [取得] ([F2] キー) を押し、取得先フォルダを指定します。

« 関連メニュー »

- ・[社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

● **退職以外で雇用保険の資格を喪失した場合でも電子申請可能**

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

今まででは、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューで退職社員として登録していなければ、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで雇用保険資格喪失届を電子申請することはできませんでした。

今回から、役員就任による資格喪失や週所定労働時間が20時間未満になることによる喪失など、退職以外の理由で雇用保険の資格を喪失した場合でも、[社員情報登録]メニューで退職社員として登録することなく雇用保険資格喪失届を電子申請することができます。

● [明細書照会状況確認]メニューで、空欄の状況を確認可能
<『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

退職社員の源泉徴収票や年末調整しない社員の源泉徴収票は、即時公開することで公開できるため、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューの状況欄を「空欄」で表示していました。Web公開するために何をするかを分かりやすくするために、状況欄と公開日時欄の表示を見直しました。それに伴い、状況欄に「公開済／予約中／未公開」を表示し、公開日時欄には「公開予定となる日、または、即時公開が必要な旨」を表示します。

● [法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

- 【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名
- 【事務担当者情報】の内線

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年9月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月2日時点
市町村辞書	2023年10月2日時点



機能アップガイド

Ver.4.11



目次

『改正情報』	
令和4年度確定保険料の改正に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
「e-Gov電子申請API」を使用した労働保険年度更新の電子申請に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3
『機能追加』	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

- 令和4年度確定保険料の改正に対応
<『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

令和4年10月からの雇用保険率の改定に伴い、令和4年度確定保険料算定内訳の算出方法が変更されます。

確定保険料算定内訳（雇用保険分） = （前期分の保険料算定基礎額 × 前期分の雇用保険率） + （後期分の算定基礎額 × 後期分の雇用保険率）

※前期分 = 「令和4年4月1日～令和4年9月30日」

※後期分 = 「令和4年10月1日～令和5年3月31日」

参考

○前期分（令和4年4月1日～令和4年9月30日）の雇用保険率

	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	3 / 1000	6.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	4 / 1000	7.5 / 1000
建設事業	4 / 1000	8.5 / 1000

○後期分（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の雇用保険率

	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューや[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューでは、「期間別確定保険料算定内訳」欄が画面に表示・電子申請されます。

[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニューでは画面表示後に **確定内訳** ([F6] キー) を押すと、確定保険料算定内訳を確認できます。

注意

[労働保険]-[労働保険一覧表]メニューの条件設定画面で集計対象に「累計」を選択して「令和4年4月分～令和5年3月分」を集計しても、前期分と後期分の雇用保険率を加味して集計されません。[労働保険一覧表]メニューで集計する場合は、前期分と後期分で期間を分けて集計してください。

« 関連メニュー »

- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

- 「e-Gov電子申請API」を使用した労働保険年度更新の電子申請に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

今まででは、労働保険年度更新の電子申請は「e-Gov外部連携API」だけが対応していました。

今回から、「e-Gov電子申請API」でも電子申請できるようになりました。

電子申請する際の[労働保険年度更新 - 電子申請]画面の[基本設定]ページで、どちらで電子申請するかを設定できます。

参考

e-Govへの電子申請のアカウントに「GビズID」を利用すると、賞与支払届などの社会保険の電子申請から労働保険年度更新などの労働保険の電子申請まで、「GビズID」で電子申請できます。

注意

労働保険年度更新申告書の電子申請は、マイナポータルが未対応です。

このため、当システムから労働保険年度更新申告書を「マイナポータル申請API」で電子申請できません。

- マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更予定に対応しました。

«機能追加»-----

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年4月28日時点
銀行支店辞書	2023年5月1日時点
市町村辞書	2023年5月1日時点



機能アップガイド

Ver.4.10



目次

《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更	4
令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	5
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	6
雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除	7
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	7
これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>	7
給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》-----

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「〇」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになります。源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「〇」が付きます。

《 関連メニュー 》

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和2年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間3年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。令和3年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく3つの措置が追加されました。

○特例取得

特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を1年延長して令和3年12月31日までとする措置が講じされました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年11月30日までに契約

○特別特例取得

特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を2年延長して令和4年12月31日までとする措置が講じされました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40m²～50m²未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。

「特別特例取得」の場合は、床面積が50m²以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「(特別)特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3:特例特別特例」が追加されました。

また、選択肢「1:特定取得」「2:特別特定取得」から「取得」を取りました。

(特別)特定取得区分(変更前)	特定取得区分(変更後)
0:非該当	0:非該当
1:特定取得	1:特定
2:特別特定取得	2:特別特定
	3:特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	(特定)	「1:特定」
特別特定取得	(特別特定)	「2:特別特定」
特例取得		
特例特例取得		
特例特別特例取得	(特例特別特例)	「3:特例特別特例」

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
(特別)特定取得区分	YITS013	1	数字	0:非該当 1:特定取得 2:特別特定取得
2回目-(特別)特定取得区分	YITS014	1	数字	0:非該当 1:特定取得 2:特別特定取得

【変更後】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【税額控除情報】				
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例
2回目－特定取 得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例

参考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分+特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住（特特特）」が表示されます。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メ
ニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メ
ニュー

● 給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、2枚から1枚に変更さ
れました。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷
する際に、1枚のサプライ用紙に2名分印刷するようになりました。

奉行サプライ（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

○ 単票用紙（[6109] 単票源泉徴収票）

青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線で同じデザインとなりました。

また、1枚のサプライ用紙に2名分印刷となるため、100枚から50枚に
変更となりました。

○ 連続用紙（[6009] 源泉徴収票）

4枚複写から3枚複写に変更されます。

（2枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

« 関連メニュー »

- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

- 令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和5年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。令和4年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和5年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

[随時処理]-[年次更新]メニューを実行し、処理年を令和5年に更新すると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

注意

扶養控除等（異動）申告書は、当システムで印刷できません。

また、上記に伴い、汎用データの社員情報データについても、令和5年以降に扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【変更後】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0 : 居住者 1 : 非居住者 (30歳未満又は70歳以上) 2 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、留学) 3 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、障害者) 4 : 非居住者 (30歳以上70歳未満、38万円以上の支払) 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

« 関連メニュー »

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

« 機能追加 »

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0 : 控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1 : 源泉控除配偶」から「0 : 控除対象外」に変更しました。

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1 : 配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0 : 控除対象外」が初期表示されます。

« 関連メニュー »

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

- 雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除

令和2年に雇用保険料の免除措置が廃止されており、すでに免除高齢者に該当する社員はいないため、[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」を削除します。

これに伴い、汎用データの社員情報データの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」が削除されます。

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【労働保険情報】				
雇用保険区分	ESOC031	1	数字	0：計算不要 1：計算する

« 関連メニュー »

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

- 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。

『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

« 関連メニュー »

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

- これから公開される予定の明細書PDFや公開日時を確認可能
<『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューが追加されました。

毎月の給与処理が終わった後に、明細書の公開準備ができているかを確認することができるようになりました。当メニューでは、スケジュール登録されている公開の状況や日時の確認、公開予定の明細書PDFをプレビューで確認できます。また、公開の予約を取り消すこともできます。

- 給与処理後に明細タイトル・明細書メモ（共通）・出力項目などを変更した場合に、公開予定の当月の明細書PDFに反映可能
<『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

公開する社員の明細書は、給与処理で処理状況を「処理済」にすると、公開日時なども予約されます。

今まででは、給与処理を行った後に明細タイトルや公開日時などを変更すると、翌月の明細書から反映されていました。変更内容を当月の明細書に反映させたいという要望に応えるため、公開前の当月の給与明細書に自動的に反映されるように変更されました。
変更した内容の確認は、[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会状況確認]メニューで確認できます。

« 関連メニュー »

- ・[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・[給与賞与]-[給与処理]-[給与明細書メモ入力]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与明細書メモ入力]メニュー
- ・[年末調整]-[還付金処理]-[還付金明細書]メニュー
- ・[給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]メニューの各メニュー

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点



機能アップガイド

Ver.4.09



目次

《改正情報》	
育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応	2
「e-Gov電子申請API」に対応	2
「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請における様式変更に対応	4
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》-----

● 育児休業等期間中の保険料の免除要件の改正に対応

令和4年10月1日から、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業制度、いわゆる産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。産後パパ育休を取得した場合も、社会保険料が免除されます。また、育児休業を分割して取得できるようになります。

これに伴い、令和4年10月以降、育児休業（産後パパ育休含む）を取得する場合の保険料免除の判定が変更されます。

《 関連メニュー 》

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー

● 「e-Gov電子申請API」に対応

デジタル庁が提供する「e-Gov外部連携API」が、2022年12月31日にサポートを終了する予定です。

それに伴い、デジタル庁より新たに提供されている「e-Gov電子申請API」に対応しました。

「e-Gov電子申請API」で電子申請するためには、あらかじめアカウントを準備する必要があります。

年末調整業務で多忙になる前に、お早めに準備することをおすすめ致します。

また、アカウントには、「GビズID」を利用することをおすすめ致します。

「GビズID」を取得していない場合は、あらかじめ、以下の「GビズID」のホームページで、「gBizID プライム」のアカウントを取得してください（すでに取得している場合は不要です）。

なお、「GビズID」の取得までの審査に2週間程度要しますので、ご注意ください。

gBizIDへようこそ

<<https://gbiz-id.go.jp/top/>>

参考

「e-Gov電子申請API」では、「e-Govアカウント」「Microsoftアカウント」でも電子申請できます。

その場合は、以下の各ホームページからアカウントを取得してください。

○e-Govアカウントの取得

<<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/account.html>>

○Microsoftアカウントへようこそ

<<https://account.microsoft.com/account>>

※「e-Govアカウント」や「Microsoftアカウント」で電子申請する場合は、「ファイル形式の電子証明書」が必要です。

電子申請するデータに、電子署名を付与する必要があります。電子政府の総合窓口（e-Gov）の「認証局のご案内」で紹介されている認証局から、「ファイル形式の電子証明書」を取得してください。

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「認証局のご案内」

<<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>>

なお、当システムで利用できる電子証明書は、ファイル形式の電子証明書です。ICカード形式の電子証明書を利用することはできません。

「e-Gov電子申請API」を使用して電子申請する場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「e-Gov電子申請API」を選択して電子申請します。



※上図は「賞与支払届」メニューの画面です。

※「e-Gov外部連携API」がサポートを終了するまでは、「e-Gov外部連携API」を使用して電子申請できます。

その場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「e-Gov電子申請API」を選択して「旧API（e-Gov外部連携API）で申請する」にチェックを付けます。

« 関連メニュー »

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）
- ・[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

- 「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請における様式変更に対応

「e-Gov外部連携API」による社会保険の電子申請（資格取得届・資格喪失届・賞与支払届・月額変更届・算定基礎届）において、様式が変更されました。
この様式変更に対応し、電子申請できるようになりました。

《機能追加》-----

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年7月29日時点
銀行支店辞書	2022年8月1日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点



機能アップガイド

Ver.4.08



«改正情報»	2
労働保険申告の改正に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
10月からの雇用保険率改定に対応	2
労災保険率が「メリット料率」か否かの設定を追加 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
«機能追加»	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》-----

● 労働保険申告の改正に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

令和4年10月からの雇用保険率の改定に伴い、条件設定画面の労働保険年度が「令和3年度」の場合に、概算保険料算定内訳（雇用保険分）の算出方法が変更されます。

概算保険料算定内訳（雇用保険分）

$$= (A \times \text{「令和4年4月1日～令和4年9月30日」の雇用保険率}) + \\ (B \times \text{「令和4年10月1日～令和5年3月31日」の雇用保険率}) \\ (0円未満切捨)$$

※A = 保険料算定基礎額の見込額 ÷ 2 (1,000円未満切上)

※B = 保険料算定基礎額の見込額 ÷ 2 (1,000円未満切捨)

上記の内訳は、画面表示後に **概算内訳** ([F6] キー) で確認できます。

また、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニューを印刷した際に出力されます。

《関連メニュー》

- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー

● 10月からの雇用保険率改定に対応

令和4年10月1日から雇用保険率が改定されます。

	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当システムでも上記の雇用保険率に対応しました。

なお、給与および賞与の雇用保険料は、9月以前の雇用保険率で計算されます。

● 労災保険率が「メリット料率」か否かの設定を追加

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

労働保険申告を電子申請で提出する際に、労災保険率に対して「メリット制」を適用しているか否を申請するようになりました。

当システムでも、[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの条件設定画面の[確定保険料設定]ページおよび[概算保険料設定]ページに設定を追加しました。

労働保険年度更新 - 保険料率設定

基本設定	確定保険料設定	概算保険料設定
集計対象		
算定期間 令和4年 4月 1日 ~ 令和4年 3月31日		
保険料率		
労災保険率		
<input type="text" value="1.000"/> / 1000 (<input type="checkbox"/> メリット料率)		

確定保険料・概算保険料に対して「メリット制」に該当する場合は、
それにチェックを付けてください。



《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年 3月31日時点
銀行支店辞書	2022年 4月 4日時点
市町村辞書	2022年 4月 4日時点



機能アップガイド

Ver.4.07



《機能追加》-----

● 年間平均の標準報酬月額で月額変更が可能

月額変更処理に[社会保険]-[月額変更処理]-[年間平均月額変更処理]メニューが追加されました。

算定基礎処理の[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニューと同様に、月額変更処理でも年間平均の標準報酬月額の等級と2等級以上の差がある社員は、年間平均の標準報酬月額で月額変更できます。

また、その際に社員に配付する同意書も印刷できます。

注意

あらかじめ[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニューで設定する処理状況を「処理済」にしておく必要があります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年11月30日時点
銀行支店辞書	2021年12月6日時点
市町村辞書	2021年12月6日時点



機能アップガイド

Ver.4.06



目次

《改正情報》	
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
税務関係書類における押印義務の廃止に対応	2
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能 <『就業奉行』をお使いの場合> <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	3
搭載辞書を更新	3

《改正情報》-----

● 給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。

これに伴い、[給与支払報告書（総括表） - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。

また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。

印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

● 雇用保険資格取得届・雇用保険資格喪失届で氏名変更の届出に対応

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

「雇用保険被保険者氏名変更届」が廃止されたことに伴い、「雇用保険資格取得届」「雇用保険資格喪失届」を電子申請する際に、氏名変更も届け出られるようになりました。

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューでは、[雇用保険資格取得届 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページに「氏名変更の有無を入力する」設定が追加されました。チェックを付けると、変更前の氏名などを入力できるようになります。

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューでは、[雇用保険資格喪失届]画面に氏名変更の有無欄が表示されます。「1：有」を選択すると、変更前の氏名などを入力できるようになります。

《 関連メニュー 》

・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー

・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 税務関係書類における押印義務の廃止に対応

以下の帳票の押印義務の廃止に対応しました。印刷した場合に、押印する箇所の「印」を削除しました。

○年間平均算定基礎同意書（被保険者の同意書）

○給与所得者異動届

《 関連メニュー 》

・[社会保険]-[算定基礎処理]-[年間平均算定基礎処理]メニュー

・[管理資料]-[住民税一覧表]-[給与所得者異動届出書]メニュー（『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合）

《機能追加》

- **雇用保険離職証明書の集計期間を、被保険者期間算定対象期間の基礎日数から集計可能**

＜『就業奉行』をお使いの場合＞

＜『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合＞

「就業奉行から基礎日数を集計する」（条件設定画面の【詳細設定】ページで設定）にチェックを付けた場合の雇用保険離職証明書の集計方法が変更されました。

今まででは賃金支払対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計していましたが、今回から被保険者期間算定対象期間の基礎日数をもとに12ヵ月分を遡って集計するよう変更されました。

《関連メニュー》

- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[雇用保険離職証明書]メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書 2021年9月30日時点

銀行支店辞書 2021年10月4日時点

市町村辞書 2021年10月4日時点



機能アップガイド

Ver.4.05



目次

«改正情報»	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応	2
«機能追加»	
労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除	3
搭載辞書を更新	3

《改正情報》-----

● 電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。

これに伴い、当システムでも新しい様式バージョンで電子申請できるようになります。

○令和3年度 労働保険年度更新申告

○雇用保険資格取得届

○雇用保険資格喪失届

参考

「令和3年度 労働保険年度更新申告」は、「e-Gov」の変更となります。

※「マイナポータル」では「労働保険年度更新申告」の電子申請は提供されておりません。

「令和3年度 労働保険年度更新申告」につきましては、「e-Gov」で電子申請または、「紙」での申告をご利用ください。

また、労働保険年度が「令和2年度」以降は高年齢労働者分の集計が不要となるため、[労働保険]-[労働保険年度更新]メニューの確定保険料算定内訳と確定保険料算定内訳の雇用保険分欄が1行になりました。

《関連メニュー》

- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応

令和3年3月の様式変更により、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格に、以下が追加されました。

65

特定活動（就労可）

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格を選択できるようになりました。

必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。

※令和3年5月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出には対応していません。）

《機能追加》-----

● 労働保険一覧表の選択項目から高年齢労働者を削除

令和2年4月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険一覧表]メニューの選択項目から高年齢労働者がなくなりました。

※令和2年以前の集計の場合は、高年齢労働者を選択できます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年4月30日時点
銀行支店辞書	2021年5月6日時点
市町村辞書	2021年5月6日時点



機能アップガイド

Ver.4.04 ／ Ver.4.03



目次

«改正情報»	
届出書の様式変更に対応	2
«機能追加»	
マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加	3
令和2年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示	5
搭載辞書を更新	6

《改正情報》-----

● 届出書の様式変更に対応

以下の届出書（電子申請・磁気媒体）の様式変更に対応します。

- ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届（電子申請・磁気媒体）
- ・雇用保険 被保険者資格取得届（電子申請）
- ・雇用保険 被保険者資格喪失届（電子申請）

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

なお、[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニューで出力した際の桁数も、1桁から2桁に変更します。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
資格喪失原因	ESOC010	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)
厚生年金保険				
資格喪失原因	ESOC018	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)
厚生年金基金				
資格喪失原因	ESOC024	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 (受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加)

《 関連メニュー 》

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加

マイナポータル申請APIを使用して電子申請できる届出書が追加されます。
以前から、マイナポータル申請APIを使用して、健康保険組合に「賞与支払届」「月額変更届」「算定基礎届」を電子申請できました。
今回から、マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所・ハローワーク・健康保険組合へ電子申請できる届出書が追加されます。

対応する届出書は以下です。

- ・賞与支払届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・月額変更届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・算定基礎届（マイナポータル申請APIを使用して、年金事務所への電子申請に対応）
- ・健康保険・厚生年金保険 資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失届
- ・雇用保険 資格取得届
- ・雇用保険 資格喪失届

注意

健康保険組合に電子申請する場合

健康保険組合によって、まだ電子申請で受付できない届出書がある場合があります。
あらかじめ、提出先の健康保険組合に受付可能な届出書をご確認ください。

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、あらかじめ「GビズID」を取得してください。

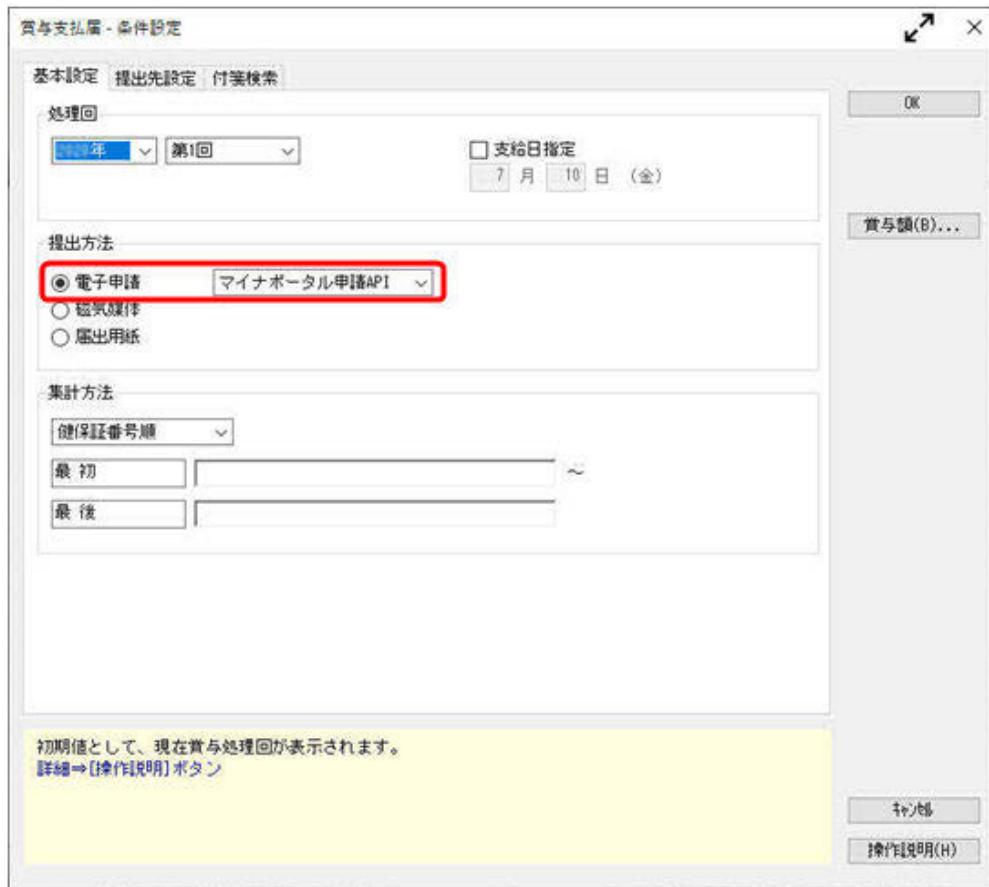
注意

「GビズID」の取得

マイナポータル申請APIを使用しての電子申請には、「GビズID」が必要です。
あらかじめ「GビズID」のホームページで、「gBizIDプライム」のアカウントを取得してください。
取得までの審査に2週間程度要しますので、ご注意ください。
「GビズID」は、以下の「GビズID」ホームページより取得できます。

「GビズIDを使い始める」 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

マイナポータル申請APIを使用して電子申請する場合は、各メニューの条件設定画面の提出方法で「電子申請」を選択し、「マイナポータル申請API」を選択して電子申請します。



注意

e-Govへ電子申請する場合は、「e-Gov外部連携API」を選択して、電子申請してください。

参考

年金事務所と健康保険組合への電子申請

健康保険組合に加入されている場合は、年金事務所と健康保険組合へ届出書を提出します。

今まで、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができなかつたので、年金事務所と健康保険組合それぞれに電子申請していました。

今回から、「マイナポータル申請API」を使用することで、年金事務所と健康保険組合へ一度に電子申請することができます。

また、マイナポータル対応に伴い、健康保険組合へ提出する際に使用する固有項目を磁気媒体だけでなく電子申請でも使用するようになります。

このため、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューの[健康保険組合]ページで設定する「磁気媒体固有項目 名称」を、「届出書固有項目 名称」に変更します。
※各項目名の変更はありません。

« 関連メニュー »

- ・[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・[社会保険]-[電子申請一覧照会[社会保険]]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー

- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー
- ・[労働保険]-[電子申請一覧照会[労働保険]]メニュー
- ・[管理ツール]-[税率／保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

● 令和2年度より労働保険申告書資料および算定基礎賃金集計表で高年齢労働者欄を非表示

令和2年4月より高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されたことに伴い、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニューで令和1年度（確定保険料の算定期間が平成31年4月～令和2年3月分、概算保険料の算定期間が令和2年4月～令和3年3月分）の概算保険料に高年齢労働者が含まれなくなるため、「高年齢労働者」欄をなくし斜線が引かれていました。令和2年度（算定期間が令和2年4月～令和3年3月分、概算保険料の算定期間が令和3年4月～令和4年3月分）では、確定保険料・概算保険料のどちらにも含まれなくなるため、「免除対象高年齢労働者数」欄をなくし、「雇用保険分」だけを表示するように変更します。

また、算定基礎賃金集計表においても、「高年齢労働者分」欄が表示されなくなります。

【確定保険料算定期間】				
区分	算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	保険料・拠出金算定期間	保険料・拠出金率	確定保険料・一般拠出金額
労働保険料（労災+雇用）		千円	12.000 /1000	2,808,558 円
労災保険分	236,115 千円		3.000 /1000	708,345 円
雇用保険分	233,357 千円	9.000 /1000		2,100,213 円
一般拠出金	236,115 千円	0.020 /1000		4,722 円

【概算保険料算定期間】				
区分	算定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	保険料算定期間	概算保険料額	
労働保険料（労災+雇用）		千円	12.000 /1000	2,808,558 円
労災保険分	236,115 千円		3.000 /1000	708,345 円
雇用保険分	233,357 千円	9.000 /1000		2,100,213 円

« 関連メニュー »

- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金集計表]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険申告資料]-[算定基礎賃金集計表]-[算定基礎賃金内訳一覧表]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年1月29日時点
銀行支店辞書	2021年2月1日時点
市町村辞書	2021年1月4日時点

給与計算システム

給与奉行[®] i11

機能アップガイド

Ver.4.02



OBG
ONE BUSINESS ONE GOALS ONE GOAL

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

『改正情報』	
源泉徴収票の新様式に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>	6
『機能追加』	
『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応 <『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>	6
前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》

● 源泉徴収票の新様式に対応

令和2年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。
※基礎控除の適用がない場合は、○が表示されます。

「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。

寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。
※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。
摘要欄に表示されます。

元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

《 関連メニュー 》

- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
 - ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
 - ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・[5169] 単票源泉徴収簿（横型）
 - ・[5168] 単票源泉徴収簿（縦型）
 - ・[5068] 源泉徴収簿

【[5169] 单票源泉徵收簿 (横型) 】

【[5168] 单票源泉徵收簿 (縦型)】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注意

以下の旧様式の奉行サプライには、印刷することはできません。

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・<調整控除後>・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等	税額控除	中途入社
【税額控除情報】		
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日	
取得対価の額	0	
家屋土地等の総面積	m ²	
居住用部分の面積	m ²	
居住用割合	100.0 %	
控除額適用区分	0	現行特別控除
(特別) 特定取得区分	2	特別特定取得
借入金等年末残高	0	
特定増改築借入残高	0	
住宅借入金等控除額	0	

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	—	—	—	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0 : 非該当 1 : 該当
2回目—特定取得区分	YITS014	1	数字	0 : 非該当 1 : 該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	5	数字	整数3桁 小数1桁
(特別) 特定取得区分	YITS013	1	数字	0 : 非該当 1 : 特定取得 2 : 特別特定取得
2回目—(特別) 特定取得区分	YITS014	1	数字	0 : 非該当 1 : 特定取得 2 : 特別特定取得

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0:年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0:対象外」の場合は「0:対象外」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1:寡婦」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2:ひとり親」
- ・「2:特別寡婦」の場合は「2:ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。
※処理年が「2020年（令和2年）」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

- **基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能**
<『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ（令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 納税者本人の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

«機能追加»

- **『給与明細電子化クラウド』で還付金明細書を配信・照会に対応**
<『給与明細電子化クラウド』をお使いの場合>

『給与明細電子化クラウド』で、還付金明細書のWeb照会・配信に対応しました。
単独年調で年末調整処理を行った場合に出力する還付金明細書を、給与明細書や賞与明細書と同様にWeb照会したり、社員のメールアドレスに還付金明細書PDFを配信できます。
※還付金明細書のWeb照会・配信については、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの単独還付方法が「1：給与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの給与明細書、「2：賞与振込」の場合は[社員情報登録]メニューの[明細書]ページの賞与明細書のWeb照会とメール配信の設定にしたがいます。

« 関連メニュー »

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[給与明細電子化クラウド運用設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[還付金明細書照会設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書即時公開処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[携帯配信項目設定]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[還付金明細書作成処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信処理]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信処理]-[明細書配信実行履歴]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信スケジュール管理]-[明細書配信スケジュール登録]メニュー



- 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能
<『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点

給与計算システム

給与奉行[®] i11

機能アップガイド

Ver.4.01



OBG
ONE BUSINESS ONE GOALS ONE GOAL

目次

《改正情報》	
電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応 <『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>	2
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に 対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

- 電子申請における労働保険の様式バージョンの変更に対応
<『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

電子申請における以下の労働保険の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当システムについても変更に対応して電子申請できるようになりました。

○令和2年度 労働保険年度更新申告 ([労働保険]-[労働保険年度更新] メニュー)
○雇用保険資格取得届 ([労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届] メニュー)
○雇用保険資格喪失届 ([労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届] メニュー)

また、[労働保険]-[労働保険申告資料]-[労働保険申告書資料] メニューと[労働保険]-[労働保険年度更新] メニューでは、労働保険年度が「令和1年度」以降の場合は、概算保険料算定内訳の雇用保険分欄に斜線が表示されるようになりました。雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額は、入力することもできます。

概算保険料算定内訳	区分	算定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
		保険料(算定基礎額の見込額)	保険料率	概算保険料額
	労働保険料(労災+雇用)	千円	12,000 /1000	216,388 円
	労災保険分	17,915 千円	3,000 /1000	53,745 円
	雇用保険分			
		17,732 千円	9,000 /1000	159,588 円

- 雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格の追加に対応
<『Sシステム』または『Type NS』をお使いの場合>

令和2年3月23日より、雇用保険資格取得届と雇用保険資格喪失届の在留資格に、以下が追加されました。

48	特定活動（本邦大卒者）
49	特定技能1号（介護）
50	特定技能1号（ビルクリーニング）
51	特定技能1号（素形材産業）
52	特定技能1号（産業機械製造業）
53	特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
54	特定技能1号（建設）
55	特定技能1号（造船・船用工業）
56	特定技能1号（自動車整備）
57	特定技能1号（航空）
58	特定技能1号（宿泊）
59	特定技能1号（農業）
60	特定技能1号（漁業）
61	特定技能1号（飲食料品製造業）
62	特定技能1号（外食業）
63	特定技能2号（建設）
64	特定技能2号（造船・船用工業）

当システムでは、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニューや[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューで、追加された在留資格を選択できるようになりました。

必要に応じて選択し、雇用保険資格取得届や雇用保険資格喪失届を作成してください。

※令和2年5月31日までは、旧様式でも電子申請が可能です。（当システムでは、印刷での届出には対応していません。）

● 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。

退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等		税額控除		中途入社		家族・所得税	
【家族情報】						【配偶者の有無】	
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	配偶者なし	
氏名		性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	配偶者なし	
配偶	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 対象外	寡婦／ひとり親区分	0 対象外
	00	0 対象外	0 控除対象外	0 対象外	0 対象外	障害者区分	0 対象外
配偶	0 男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0 居住者	0 対象外	労働学生区分	0 対象外
配偶	01 女	0 対象外	9 年少扶養	0 対象外	0 対象外	未成年者区分	0 対象外
						災害者区分	0 対象外
						外国人区分	0 対象外

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

基礎控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、基礎控除額が自動計算されます。

※[年末調整処理 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行うく先行入力>」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***,***,***」で表示されます）。

参考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

- ・基礎控除の額 ○○円

※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。

- ・所得金額調整控除額 ○○円 家族の氏名

- ・寡婦またはひとり親

注意

奉行サプライの令和2年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和1年分の源泉徴収票をご利用ください。

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0:なし 1:あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0:なし 1:あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可
<調整控除後>	YCR1017	—	—	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCR1009	—	—	項目名の変更
基礎控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可

注意

今回のプログラムから令和2年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

○年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名

○源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点